

NY 100-0005

弁護士法人創知法律事務所
 弁護士藤本一郎・伊藤翔汰・池上悠貴様



T 137-8799

日本郵便株式会社 新東京郵便局

受付通番：2021052723475000100000 号

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-5-1 日比谷マリナービル5階

NCホールディングス株式会社代理人

弁護士 西 本 強 殿

同 中 川 直 政 殿

同 川 本 拓 殿

同 田 島 明 音 殿

TEL 03-5532-8888

FAX 03-5532-8800

2021年5月27日

連絡書

TCS ホールディングス株式会社

東京コンピュータサービス株式会社

MUTOH ホールディングス株式会社

株式会社セコニック

以上4社代理人

弁護士 藤 本 一 郎

弁護士 伊 藤 翔 汰

弁護士 池 上 悠 貴

TEL 03-6268-0962

FAX 03-6268-0963

当職らは、TCS ホールディングス株式会社、東京コンピュータサービス株式会社、MUTOH ホールディングス株式会社及び株式会社セコニック（以下「通知会社」といいます。）を代理して、貴職らがNCホールディングス株式会社（以下「貴社」といいます。）を代理して送付された2021年5月25日付「要請書」（以下単に「要請書」といいます。）について以下のとおりご回答いたします。

なお、下記については別途FAXをしておりますが、念のため内容証明郵便でも送付するものです。

1 要請書について

貴職らは、当職らが「質問状」を、貴社に対し直接送付したことにつき、弁護士職務基本規程52条の違反行為となりうるもので容認できない旨、主張しております。

これについて、当職らは、貴職らが貴社取締役会に出席していたこと及び業務執行検査役選任申立事件において貴社の代理人を務められていることは把握しております。もっとも、①貴社と貴職らとの間の業

務委託契約について未だ取締役会決議されていない令和3年4月26日時点において既に貴職らが貴社取締役会に出席していたこと、②同月30日付で通知会社に対して送付された「警告書」及び同日付でTCSホールディングス株式会社に対して送付された「通知書」のいずれにおいても、貴職らが貴社を代理することなく、貴社が直接文書を送付されたこと、③貴社取締役会においても、貴社と貴職らとの間の業務委託契約の内容については貴社取締役らに対し明確な説明がされていないこと、等に照らせば、通知会社及び当職らとして、貴職らが、いつ、いかなる範囲で業務を受任しているものか、確知することができなかったものといえます。加えて、「質問状」は貴社のみならず、各取締役個人に対しても送付しているところ、各取締役個人の自宅等に直接文書を所属することが躊躇されたため、便宜上全取締役に対し連絡する手段として、貴社に「質問状」を送付したものです。

以上に照らせば、当職らの行為は弁護士職務基本規程52条に照らしてもなんら問題のないものであり、貴職らの指摘は失当であると言わざるを得ません。

もっとも、貴職らが本件について貴社を代理していることは、「要請書」により把握しましたので、本書を含めて、今後、貴社との関係では、貴職らに文書を送付することとします。

2 要望事項

- (1) 要請書により、貴職らが貴社を代理したことは把握しましたが、その他各取締役との関係で貴職らが代理しているか否かは明らかにされておられません。つきましては、貴職らがいかなる人物との関係でいかなる職務を受任しているものか明らかにしていただきますようお願い致します。

なお、本書送付時点で一部取締役個人からは回答を頂戴していないところ、貴職らが受任していない取締役との関係では、当職らは直接連絡・交渉せざるを得ず、その送付先として貴社に文書を送付させていただくことがあり得ますので、予めご承知おきください。

- (2) 質問状では、各質問事項について令和3年5月24日までの回答を求めていたところ、要請書では貴職らが貴社を代理する旨が明らかにされたのみで、質問状記載の質問内容についてはなんら明らかにされておられません。

これについて、上場会社である貴社が、通知会社らの名誉・信用を毀損しうる事実を開示されたわけですから、開示の時点において、開示した内容が事実であることの根拠となる具体的根拠を保持していて当然であると考えます。且つ、本書送付時点で既に質問状の送付から10日を経過している状況にあり、その間も通知会社らの名誉・信用は毀損され続けている状況にあります。

つきましては、質問状記載の質問内容について、遅くとも令和3年6月2日までにご回答いただきますようお願いいたします。

なお、万一、そのような具体的根拠の摘示ができないということであれば、直ちに貴社における開示を撤回し、令和3年5月31日発送予定の株主総会招集通知からもかかる金商法違反に関する記載を削除いただきますよう、強く申し入れます。

以上

(付記)

差出人 〒100-0005
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル8階
弁護士法人創知法律事務所

弁護士藤本一郎・伊藤翔汰・池上悠貴

受取人 〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目5番1号日比谷マリビル5階
日比谷パーク法律事務所

弁護士西本強、同中川直政、同川本拓、同田島明音先生

郵便認証司

3. 5. 27

この郵便物は令和3年5月27日
第12488294081号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: 2021052723475000100000 号

2 / 2 頁

3. 5. 27

18-24